「この方は何親等？」「3親等ってどこまで？」と迷う方へ

親等の早見表
1〜6親等の図と数え方

民法どおりの親族の範囲と親等の数え方、1〜6親等の血族と1〜3親等の姻族の図と早見表、住民票の続柄の書き方を、公的資料にもとづいて1冊にまとめました。個別の判定はしません。

親族の範囲（民法第725条）

- 6親等内の血族
- 配偶者（親等では数えない）
- 3親等内の姻族

7親等以上の血族、4親等以上の姻族は、民法の親族に含まれない。姻族は「配偶者の血族及び自己の血族の配偶者」（国税庁）。

親等の数え方（民法第726条）

1. 直系（先祖・子孫）は、間の世代数が親等。
2. 直系でなければ、共通の先祖まで上った世代数＋その先祖から相手へ下った世代数。

姻族は、配偶者の血族＝配偶者から数えた親等、血族の配偶者＝その血族と同じ親等（厚生労働省の図）。

傍系の数え方の例　上る世代数＋下る世代数

相手	共通の祖先	上る＋下る	親等
兄弟姉妹	父母	1＋1	**2親等**
おじ・おば	祖父母	2＋1	**3親等**
甥・姪	父母	1＋2	**3親等**
いとこ	祖父母	2＋2	**4親等**
はとこ	曽祖父母	3＋3	**6親等**

このシートでわかること

- 本人から見た1〜6親等の血族と、1〜3親等の姻族。
- 親等の数え方と、親戚の呼び方。
- 住民票の続柄は、世帯主から見た関係で書くこと。

このシートでわからないこと

- 相続人の判定（民法の順位で決まる。相続人の順位と法定相続分の早見表へ）。
- 忌引き・香典・喪中の「何親等まで」（勤め先・学校の規則や家族・地域で違う）。
- 個別の関係が認められるか（市区町村の窓口・専門家へ）。

見方の注意

図の「祖父母の兄弟姉妹」「父母のいとこ」「祖父母のいとこ」「はとこ」などは、厚生労働省の図に載っていない一般の呼び名で、親等は民法第726条の数え方で計算した当サイトの整理です。厚生労働省の図に呼び名がある続柄の数字は、図と一致することを確かめています。

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com/sogi/zokugara-shintou 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
民法・厚生労働省・国税庁・総務省の公表資料（2026年10月26日確認）をもとにした一般的な説明で、個別の続柄が何親等に当たるか、手続きで認められるかを判定するものではありません。迷うときは、市区町村の窓口や専門家に確かめてください。

親等の早見表

本人から見た1〜6親等の血族の図

血族の親等の図

丸の数字＝親等。上が先祖、下が子孫。右の縦の列が直系、左へ広がるのが傍系



図の読み方

- 本人（濃い緑）の真上・真下が直系。父母・祖父母・曽祖父母…、子・孫・曽孫…と、1世代ごとに1親等ずつ増える。
- 左へ広がる列が傍系。兄弟姉妹の系統（2〜6親等）、いとこの系統（4〜6親等）、はとこの系統（6親等）。
- 線は、各人とその親をつないでいる。親をたどって共通の先祖まで上り、そこから下った世代数を数える。

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com/sogi/zokugara-shintou 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
民法・厚生労働省・国税庁・総務省の公表資料（2026年10月26日確認）をもとにした一般的な説明で、個別の続柄が何親等に当たるか、手続きで認められるかを判定するものではありません。迷うときは、市区町村の窓口や専門家に確かめてください。

親等の早見表

姻族の図と、血族・姻族の早見表

姻族(1〜3親等)の図

配偶者の血族＝配偶者から数える／血族の配偶者＝その血族と同じ親等



※＝厚生労働省の図に載っていない続柄(国税庁の姻族の定義を図の数え方にあてはめた、当サイトの整理)

血族の親等の早見表

本人から見た続柄

親等	直系(先祖)	直系(子孫)	傍系
1親等	父母	子	—
2親等	祖父母	孫	兄弟姉妹
3親等	曽祖父母	曽孫	おじ・おば、甥・姪
4親等	高祖父母	玄孫	祖父母の兄弟姉妹(大おじ・大おば)、いとこ、甥・姪の子(姪孫)
5親等	高祖父母の父母	来孫	曽祖父母の兄弟姉妹、父母のいとこ、いとこの子(従姪)、甥・姪の孫(曽姪孫)
6親等	高祖父母の祖父母	昆孫	高祖父母の兄弟姉妹、祖父母のいとこ、はとこ(またいとこ)、いとこの孫(従姪孫)、甥・姪の曽孫(玄姪孫)

姻族の親等の早見表

※＝厚生労働省の図に載っていない続柄(国税庁の定義を図の数え方にあてはめた当サイトの整理。「父母・祖父母・曽祖父母の配偶者」は本人の血族でない方)

親等	配偶者の血族(配偶者から数える)	血族の配偶者(その血族と同じ)
1親等	配偶者の父母、配偶者の子	父母の配偶者※、子の配偶者
2親等	配偶者の祖父母、配偶者の孫※、配偶者の兄弟姉妹	祖父母の配偶者※、孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者
3親等	配偶者の曽祖父母、配偶者の曽孫※、配偶者のおじ・おば、配偶者の甥・姪	曽祖父母の配偶者※、曽孫の配偶者、おじ・おばの配偶者※、甥・姪の配偶者

姻族の数え方は厚生労働省の図にならったもので、民法の条文に書かれているとは確認できていません。姻族関係は、離婚によって終了し、夫婦の一方の死亡後に生存配偶者が終了させる意思を表示したときも終了します(民法第728条)。養子縁組をすると、養子と養親及びその血族との間に血族と同じ親族関係が生まれ(第727条)、離縁で終了します(第729条)。

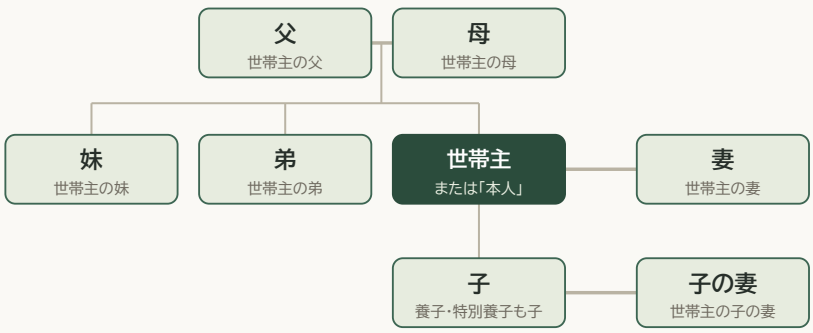
発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/sogi/zokugara-shintou 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
民法・厚生労働省・国税庁・総務省の公表資料(2026年10月26日確認)をもとにした一般的な説明で、個別の続柄が何親等に当たるか、手続きで認められるかを判定するものではありません。迷うときは、市区町村の窓口や専門家に確かめてください。

親等の早見表

住民票の続柄・わが家の親族メモ・出典

住民票の続柄は、世帯主から見た関係で書く　総務省の住民基本台帳事務処理要領

太字＝住民票の「続柄」欄に書く言葉（世帯主から見た関係）



住民票の続柄	当てはまる人・書き方
世帯主・本人	世帯主については「世帯主」または「本人」と書く（個人票は、続柄の欄に「世帯主」または「本人」と書けば足りる）。
妻・父・母・妹・弟・子の妻・妻の子・同居人	総務省の要領が、続柄の例として挙げている言葉。
子	世帯主の嫡出子・養子・特別養子は、いずれも「子」と書く。
夫（未届）・妻（未届）	内縁の夫婦は「夫（未届）、妻（未届）」と書く。夫婦同様に生活していても、法律上の妻がいるときは「妻（未届）」と書かない。
子／妻（未届）の子	内縁の夫婦の子は、世帯主である父の認知がある場合は「子」、認知がない場合は「妻（未届）の子」と書く。
縁故者	親族で、世帯主との続柄を具体的に書くことが難しい人や、事実上の養子など。

世帯主との続柄は、その世帯における世帯主と世帯員との身分上の関係で、必ずしも戸籍に記載された父母との続柄と一致するものではありません。要領の例は「同居人等」と「等」で終わり、孫・祖父母・兄・姉などの書き方は、確認した箇所には挙がっていません。書き方に迷うときは市区町村の窓口で確かめてください。

わが家の親族メモ　続柄・名前・親等を書き込む。わからない関係は空けておき、窓口や専門家に確かめる

続柄（本人から見て）	名前	血族／姻族	親等

出典（2026年10月26日確認）

- e-Gov法令検索「民法」（第725条・第726条・第727条・第728条・第729条・第734条・第817条の9・第889条）
- 厚生労働省 審議会資料 参考資料「親族の範囲について」（図。www.mhlw.go.jp/shingi/2009/10/dl/s1016-8e.pdf）
- 国税庁 質疑応答事例「配偶者の子に係る扶養控除」（www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/05/67.htm）
- 総務省「住民基本台帳事務処理要領」（令和8年6月14日施行。www.soumu.go.jp/main_content/001094645.pdf）

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com/sogi/zokugara-shintou 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
民法・厚生労働省・国税庁・総務省の公表資料（2026年10月26日確認）をもとにした一般的な説明で、個別の続柄が何親等に当たるか、手続きで認められるかを判定するものではありません。迷うときは、市区町村の窓口や専門家に確かめてください。